

<報告(2)>

平成17年度会長の職務代行順位及び運営委員会幹事について

(会則上、会長が定めるとしているもの)

ア．職務代行順位

会則第8条第2号に定める会長の職務代行順位は、豊田市総務部長、長久手町町長公室長の順とする。

イ．平成17年度運営委員会運営委員長及び幹事

会則第10条第3項に定める運営委員長及び幹事は次表の団体の情報担当課長に相当する職にある者とする。

運営委員長	愛知県
-------	-----

幹 事	
地域ブロック	市町村名
尾 張	犬 山 市
	長 久 手 町
海 部	津 島 市
	弥 富 町
知 多	東 海 市
	東 浦 町
西 三 河	西 尾 市
	幡 豆 町
豊 田 加 茂	豊 田 市
新 城 設 楽	新 城 市
	設 楽 町
東 三 河	田 原 市
	小 坂 井 町